(目的)

第1条 この要綱は、町内在住又は大鰐町立大鰐小・中学校に在籍する小・中学生のスポーツ及び文化振興を図るため、大鰐町学校部活動及び地域クラブ等に在籍する選手として対外競技会等に参加するために要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大鰐町補助金等の交付に関する規則(昭和49年大鰐町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、部活動及び地域クラブ等の大会参加への派遣事業と する。
- 2 部活動及び地域クラブ等とは、次の各号に掲げる団体とする。
 - (1) 大鰐小学校児童又は大鰐中学校生徒が所属する部活動又は他市町村立小・中学校との 合同部活動
 - (2) 学校が部活動に準ずる団体として認定している団体
 - (3) 町内外問わず対象者が所属するスポーツ少年団、地域クラブ、スポーツ・文化協会等が 実施主体となっている団体

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は町内に在住する小・中学生又は、大鰐町立大鰐小・中学校に在籍する者とする。なお、町内地域クラブ等に所属する者であっても、町外に在住する者は対象外とする。また、町内の部活動及び地域クラブ等の団体に所属する場合は引率者も対象とするが、原則1名とし、出場登録者が1種目につき10名以上の場合は2名以上も認める。ただし、この場合も4名を限度とする。

(補助対象大会)

- 第4条 補助対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。
 - (1) 文部科学省、教育関係機関、各種競技連盟、スポーツ・文化協会等が主催、共催又は後援する青森県大会、東北大会又は全国大会

ただし、東日本大会等の全国大会に準ずる大会については全国大会とみなす。

- (2) 前号に規定する大会に県小・中学校体育・文化連盟及び各競技団体等から選抜され参加する大会
- (3) 予選並びに予選に準ずる大会を勝ち上がり又は同等と認められる基準により選抜され参加する青森県大会、東北大会又は全国大会
- (4) 前号までに規定する大会以外の大会で、大鰐町教育委員会(以下「委員会」という。)及び大鰐町(以下「町」という。)の協議により前号に規定される大会と同等と認められる大会
- (5) その他、町長が特別に認めた大会

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に掲げる経費とする。ただし、交通費及び宿泊費は、基本的に事前練習等を目的とする場合は認めない。

- 2 他市町村立小・中学校との合同部活動及び地域クラブ等の場合は、町内に在住する児童生徒、 大鰐町立小・中学校に在籍する児童生徒及び引率者に係る経費を対象とする。なお、町外の地 域クラブ等については、引率者は補助対象外とする。
- 3 前項までの規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めた場合は、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合以内の額とし、千 円未満は切り捨てる。
 - (1) 県大会 補助対象経費に 1/2 を乗じて得た額以内の額
 - (2) 東北大会 補助対象経費に 7/10 を乗じて得た額以内の額
 - (3) 全国大会 補助対象経費に 8/10 を乗じて得た額以内の額
- 2 同一種目で同様規模の大会がある場合は、東北大会、全国大会ともに、補助対象となる大会は同一年度で各一大会とする。
- 3 大会への参加に対して、他の公共的団体若しくは任意団体より補助金等を受ける場合は、補助対象外とする。
- 4 前3項までの規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めた場合は、補助金の額を変更することができる。

(交付申請)

- 第7条 補助金の交付申請を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる書類を 町長に提出しなければならない。
 - (1) 大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第3号)
 - (4) 大会開催要項
 - (5) 大会参加者名簿、引率者名簿
 - (6) 大会予選結果又は参加資格を得た経緯を確認できる資料
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 交付申請をする際、1団体に所属する対象者が複数人大会に参加する場合は1団体まとめて 申請することとする。地域クラブ等に所属する者で、個人で参加する者は個人での申請も可能 とする。

(交付決定)

第8条 補助金の交付決定は大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金交付決定 通知書(様式第4号)により行う。

(補助金の請求等)

- 第9条 補助金の請求は、請求書(様式第5号)を町長に提出して行うものとする。
- 2 補助金は、口座振替により交付する。
- 3 補助金は、概算払により交付する。

(事業計画の変更)

- 第10条 補助事業者は、交付決定を受けた事業内容を変更する場合は、大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金計画変更承認申請書(様式第6号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1)補助金計画変更承認申請内訳(様式第7号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに次の各号に掲げる書類を提出し、精算を行うものとする。
 - (1) 大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金実績報告書(様式第9号)
 - (2) 事業実績書(様式第10号)
 - (3) 収支決算書(様式第11号)
 - (4) 大会プログラム又はその写し
 - (5) 大会参加者名簿、引率者名簿
 - (6) 大会結果が分かるもの
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助事業が完了し、補助対象経費に余剰金がでた場合は、町に返還するものとする。

(額の確定)

第12条 町長は補助事業者から適正な実績報告書の提出を受け、精算が完了した場合は、補助事業者に対して、大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金の額の確定通知書(様式第12号)により、額の確定通知をするものとする。

(決定の取消し等)

- 第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、 又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 虚偽の報告により、不正に補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱及びこの要綱に基づく町長の指示に従わないとき。
 - (3) 対象大会への参加を中止したとき。
 - (4) その他補助金を交付することが不適当と認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則(令和6年5月大鰐町教育委員会告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助対象経費	摘
交通費	鉄道賃、船賃、航空賃及び車借上げ料に限る
大会参加費・入場料	大会登録した児童生徒、引率者に限る
プログラム代	大会登録した児童生徒、引率者に限る
ゼッケン代	
運送費	児童生徒が携行できない大型楽器等の運送に要する経費。
高速道路料金	
公式記録表代	
バス燃料代等	
送料・振込手数料	
保険料	大会登録した児童生徒及び引率者に限る。
練習会場借上げ料	マーチングバンド部及び吹奏楽部に限る。 複数の会場を借上げた場合は借上げ料の少ない方とする。
ピアノ使用料	マーチングバンド部及び吹奏楽部に限る。
宿泊費	大会登録した児童生徒、引率者、 バス運転手、楽器運送運転手に限る。
その他	町長が特に認めたもの。

大鰐町長 殿

団体名 代表者

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金交付申請書

下記大会への派遣について補助金の交付を受けたいので、大鰐町補助金等の交付 に関する規則第3条の規定に基づき下記のとおり申請します。

- 1 大会名称
- 2 補助金申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 大会開催要項
 - (4) 大会参加者名簿、引率者名簿
 - (5) 大会予選結果又は参加資格を得た経緯を確認できる資料

事業計画書

- 1 大会名称
- 2 事業の目的
- 3 事業の概要 (実施計画、事業内容)

4 事業の効果

5 その他

収 支 予 算 書

収入	(単位:円)
----	--------

科	目	金	額	内 訳
町補助金				
合	計			

支出 (単位:円)

/ Ц					`	1 1 1 - 1 - 1 - 1
科	目	金	額	内	訳	
合	計					

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

殿

大鰐町長印

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、大鰐町補助金等の交付に関する規則第4条の規定に基づき下記のとおり決定しました。

- 1 大会名称
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けによる補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金交付決定額 円

書
÷

<u>金</u>	円
<u>-1/-</u>	1 1

ただし、		付け鰐教委第 : して上記のとおり請	号で交付決定を受けた 求します。
			年 月 日
大鰐町長	殿		
		団体名 代表者	印
		銀行名	銀行 支店
		口座種別	
		口座名義	
		口座番号	

年 月 日

大鰐町長 殿

団体名 代表者

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金 計画変更承認申請書

下記大会への派遣について、 年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派 遣事業費補助金の交付決定を受けましたが、別紙内訳理由により計画の変更について 承認くださるよう、関係書類を添えて申請します。

- 1 大会名称
- 2 補助金申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 補助金計画変更承認申請內訳(様式第7号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)

補助金計画変更承認申請内訳

団体名

変	更後	のる	を付	申請	額	
既	交	付	決	定	額	
増	(\triangle	減)	額	
理					由	

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

殿

大鰐町長

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金 交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、 年 月 日付け鰐教委第 号の交付決定を下記のとおり変更して交付することに決定します。

- 1 大会名称
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けの補助金交付申請 書記載のとおりとする。
- 3
 補助金交付決定額
 金
 円

 既 交 付 額
 金
 円

 今回追加交付額
 金
 円

大鰐町長 殿

団体名 代表者

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金実績報告書

年 月 日付け鰐教委第 号により交付決定を受けた下記大会への派遣が完了しましたので、大鰐町補助金等の交付に関する規則第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 大会名称
- 2 補助金額交付決定額 円

補助金実績額 円

不用額 円

- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書(様式第10号)
 - (2) 収支決算書(様式第11号)
 - (3) 大会プログラム(写)
 - (4) 大会参加者名簿、引率者名簿
 - (5) 大会結果が分かるもの

事業実績書

- 1 大会名称
- 2 事業の概要

3 事業の効果

4 その他

収 支 決 算 書

収入	(単位:円)
	\\\—\\\\—\\\\

科	目	予算額	決算額	不用額	内	訳
町補助	金					
合	計					

支出 (単位:円)

, ,						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
科	目	予算額	決算額	不用額	内	訳
合	計					

文書番号年月日

殿

大鰐町長

年度大鰐町学校部活動及び地域クラブ等大会派遣事業費補助金 額確定通知書

年 月 日付け 号で実績報告のあった標記補助金について、大鰐町補助金等の交付に関する規則第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金額を確定します。

記

- 1 派遣大会名
- 2 補助金額
- 3 返還請求額

(内訳)

決算額	補助 割合	交付済額 (A)	補助確定額 (B)	返還請求額 (A—B)